第 328 号_.

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 5月 8日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

⇔期中取得資産の減価償却

○ : 当社は期中に建物、車両、備品を購入しました。これらの資産の減価償却については、原則法と1/2簡便償却法があるとききました。両者について教えてください。

A:減価償却の計算をする際に期中取得資産については、原則法と1/2簡便償却法の選択適用ができます。しかし、資産によっては、原則法しかできないのもあります。以下ご説明します。

原則法とは、その資産をその事業年度の全期間において使用していたとした場合の償却限度額(A)を実際の使用期間で月数按分する方法です。

1/2簡便償却法とは、上記(A)×1/2 を減価償却費とする方法です。

- (1)1/2簡便償却法ができる資産は、次の 5種類の資産です。
 - ①機械及び装置②車両及び運搬具③工具
 - ④器具及び備品⑤工業所有権
 - ※建物・建物附属設備・構築物は適用できません。
- (2)5つの資産の種類ごとに有利な方を選択できますが種類内では統一適用です。
- (3)1/2 簡便償却法の適用を受けようとする場合は、税務署長への届出が必要ですが、その代わりに確定申告書に添付する償却額の計算に関する明細書(別表16)にその旨を記載してもいいです。.
- ◆ご質問の場合、建物は原則法のみですが、 車両と備品については原則法と 1/2 簡便 償却法を選択することができます。

